

Q. 介護保険料仮徴収通知は、行政処分に該当するのか。

A.

各都道府県に設置されている介護保険審査会において審理を行う際、審査請求の対象が行政処分（以下「処分」という。）に該当するか否かが問題となるが、処分とは行政手続法によると、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

介護保険料仮徴収通知が、この処分に該当するか否かは次のとおり通知する月によって分けられる。

① 4月の仮徴収について

4月の仮徴収については、介護保険法（以下「法」という。）第136条の規定が準用され、特別徴収対象被保険者に通知しなければならないとされているが、その額が前年度の特別徴収額であることが法上明確にされていることから、当該通知を行わない場合でも法第140条第4項により通知があったものとみなされる。このため、市町村が行政サービスの一環として送付している仮徴収のお知らせについては、処分に該当しないと考えられる。

ただし、4月から特別徴収が開始される場合（6月・8月把握で翌年4月から特別徴収開始又は10月把握の場合）、当該通知により、特別徴収の方法によって徴収する旨又はその徴収額等を通知していることから処分に該当すると考えられる。

② 6月・8月の仮徴収について

○ 額に変更が無い場合

仮徴収の額に変更が無く通知を行わないときは、額を変更しないで徴収する旨の通知があったものとみなされる（法第140条第4項）。このため、市町村が行政サービスの一環として送付している仮徴収のお知らせについては、処分に該当しないと考えられる。

○ 額に変更がある又は6月・8月から特別徴収が開始される場合

仮徴収の額に変更がある又は6月・8月から特別徴収が開始される場合、仮徴収の額は法上明確にされているものではなく、当該通知により、特別徴収の方法によって徴収する旨又はその徴収額等を通知していることから処分に該当すると考えられる。